

介護保険住宅改修及び福祉用具購入の消費税率引上げに伴う取り扱いについて

介護保険による住宅改修（転倒予防含む）

1 消費税率の引上げについて

住宅改修の消費税率は、目的物の全部が完成し、それを引き渡した日で判断します。

引き渡しが 10 月 1 日以降となった住宅改修の費用については、消費税率 10%が適用されます。（住宅改修費の領収日ではありません。）

支給限度基準額については変更ありません。（適用例は裏面参照）

2 事前申請の見積書について

完成予定日が 10 月 1 日以降の場合は、見積書は消費税 10%で作成してください。

3 事後申請の見積書について

実際の完成日が完成予定日と異なることによる、適用される消費税率が変わる住宅改修費用の変更については、申請者の同意を得た上で、消費税率変更後の税抜き価格及び消費税額を記載した見積書を再度提出してください。

介護保険による福祉用具購入

福祉用具購入の消費税率は、目的物の引き渡し日又は役務提供日が 10 月 1 日以降となった場合の費用については、消費税率 10%が適用されます。

【注意事項】

工期遅延時や工事完了後の追加工事発生等による増税分の支払いについては、利用者やその家族からあらかじめ書面等で同意を得ておくなどの対応をお願い致します。

文書取扱 介護保険課給付担当

電話 0986-23-2114

※ 1 階、オレンジ（7 番）

【参考】（住宅改修の場合）

年度	平成30年度		平成31年度・令和元年度	
日付	3/31	4/1	8/1	9/30
消費税率	8%			10%
適用例		<p>The timeline diagram illustrates the following scenarios:</p> <ul style="list-style-type: none"> Top row: Application (申請) at 4/1 and completion (工事完了) at 8/1. An arrow points to "工事金額の 8%" (Construction amount 8%). Middle row: Application (申請) at 8/1 and completion (工事完了) at 9/30. An arrow points to "工事金額の 10%" (Construction amount 10%). Bottom row: Application (申請) at 3/31 and completion (工事完了) at 9/30. An arrow points to "工事金額の 8% (経過措置の適用)" (Construction amount 8% (application of transitional measures)). Left side notes: <ul style="list-style-type: none"> Between 3/31 and 4/1: "平成 31 年 4 月 1 日以降、既に 8% の見積書で事前申請済" (From April 1, H31, already applied for in advance with a 8% quotation). Between 4/1 and 8/1: "平成 31 年 3 月 31 日までに 8% の見積書で事前申請済" (Applied for in advance by March 31, H31, with a 8% quotation). 		